

# 平成28年2月14日(日曜)長崎新聞

## 保険証の提示は



回答者

横山俊介  
（よこやま しゅんすけ）  
佐世保市潮見町  
佛坂歯科医院歯科医師

質問をどうぞ

歯と口の健康に関する質問を受け付けます。県歯科医師会の先生方が回答します（直接本人に回答はしません）。症状などを分かりやすくまとめ、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記し、〒850-218601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「お口の相談室」係に送ってください。県歯科医師会のホームページは「8020ながさき」で検索できますので参考にしてください。

【問い合わせ】現在、歯科に通院していますが、毎回保険証の提示を求められます。保険証が変わったときだけ見せればよいのではないですか。（佐世保市、50歳男性）

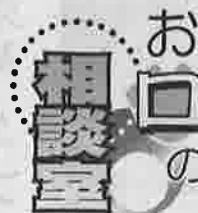
【答える】現在、日本では国民全員が、何らかの保険に加入するようになつており、この国民皆保険制度は世界に誇れるものとなっています。そして、健康保険証はこの健康保険に入っていることの証明で非常に大切なものです。

現在、仕事をしている人が歯科医院に来院した場合、窓口で支払う金額は、実際にかかった医療費の通常3割です。残りの7割は、患者さんが加入している健康保険が負担します。ただ、保険証の提示がないと、医療費の全額が患者さん本人の負担となってしまいます。バスの定期券を忘れたら実費負担が必要になるように、保険診療を受けるときは保険証が必ず必要です。

そして実は、保険証は診療の都度、提示しなければなりません。70歳から74歳までの

また、月途中で保険証が変わった場合は、歯科医院に必ず新しい保険証を提示してください。古い保険証は資格喪失日以降、無効となり使用できません。

もし資格喪失後の保険証を使用された場合は、健保保險の組合などから患者さんに、後から医療費の請求が来るところになりますので、十分ご注意ください。



方は「高齢受給者証」も一緒に出す必要があります。便宜上、「月1回の提示」にしている医療機関があるとは思いますが、法律で決まっていることです。「旅行先での急病で保険証が手元にない」「就職したがまだ保険証が届いていない」などの理由で保険証を持たない場合は、療養費の申請という特別な手続きがあります。

## 受診の都度に必要